

【総領事館からのお知らせ：年末年始に向けた注意喚起】

令和元年12月17日(総19第34号)
在デンパサール日本国総領事館

1 旅行前の知識

- (1) パスポート: インドネシア入国時に6か月以上の残存有効期間と十分な空白の査証頁が必要。
の上不法滞在とならないように注意。
- (2) 現金の持込み: 1億ルピア(もしくは相当の外貨)以上を持ち込む際は税関申告が必要。
- (3) 空港施設内における写真撮影: 出入国審査エリア付近は写真撮影禁止。
- (4) 運転免許証: 日本で取得した国際免許証はインドネシアでは無効のため当地での運転は不可。

2 治安情勢

本年当館管轄州において治安当局によってテロリストおよび容疑者2名が逮捕される事案がありましたが、それ以外治安に影響を与える大きなテロ事案等は発生しておりません。テロ情勢に関し、12月17日現在、当館管轄州において具体的な脅威情報はありませんが、インドネシア国内又は世界各地ではテロ事案が多数発生している現状を踏まえ、テロの標的となりやすい場所(警察関係施設、宗教関連施設、ナイトクラブ等不特定多数が集まる場所)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、危険回避と安全確保に努めてください。

特に、世界各地から多数の者が訪れるクリスマスから年末年始の時期は、スリ・ひったくり等の一般犯罪も増えるため、より一層周囲の状況に注意して警戒を怠らないでください。

3 年末年始の総領事館窓口業務

当館の開館日は、12月27日(金)まで、明年は1月6日(月)からとなります。閉館時及び休館日の緊急連絡先は、インドネシア国内から001-80-3851-1050、インドネシア国外からは、(国番号33)-1-5563-3435となります。

(参考)安全の手引き

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/000507205.pdf>